

第5回 受動喫煙対策専門委員会

令和8年5月21日

資料1

関係団体ヒアリングについて(報告)

健康・生活衛生局 健康課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

関係団体ヒアリングについて(報告) 【飲食業関係】

| | 既存特定飲食提供施設 | 加熱式たばこ | 喫煙目的施設 | 標識の掲示 | その他 |
|--------------------------------------|--|---|--|--|--|
| <p>全国生活衛生同業組合中央会 ※会員組合の発言を含む</p> | <p>○ 現行制度緩和</p> <p>事業承継した店舗や新規店についても経過措置の対象とするべき。</p> | — | <p>○ 現行制度維持</p> <p>喫煙を主たる利用目的とする飲食店であれば(スナック・バー等に限らず)、居酒屋等であっても措置の対象とするべき。</p> | <p>○ 現行制度の徹底</p> <p>適切に掲示できていない店舗等への、周知・指導が不足。<u>全ての業種で全国統一した標識を配布するべき。</u></p> | <p>○ 現行制度維持</p> <p>コロナ禍の期間は、受動喫煙防止対策が十分に対応できる状況になく、5年後見直しの検討は時期尚早。</p> |
| <p>日本フードサービス協会</p> | — | <p>○ 現行制度維持</p> <p>研究データのみならず、<u>関連団体の意見も丁寧に反映させ、慎重に検討するべき。</u></p> | <p>○ 現行制度維持</p> <p>これまでの設備投資、<u>将来の事業継続を考慮するべき。</u></p> | <p>○ 現行制度の徹底</p> <p>制度の周知、<u>標識の掲示等の指導の徹底を図るべき。</u></p> | — |
| <p>日本飲食団体連合会</p> | <p>○ 現行制度緩和</p> <p>新規参入店舗と既存店舗の競争条件の<u>公平化を図るべき。</u></p> | — | <p>○ 現行制度維持</p> <p><u>現行制度を維持するとともに、業態ではなく実態を重視した運用とするべき。</u></p> | <p>○ 現行制度の徹底</p> <p>望まない受動喫煙の発生を防止するため、<u>標識の視認性向上やグルメサイト等との情報連携等、標識の可視化を推進するべき。</u></p> | <p>○ 現行制度の徹底</p> <p>コロナ禍の期間は周知活動ができていないため、<u>現行法の浸透および運用の徹底を最優先するべき。</u></p> |

※本資料は、各団体から提出のあった資料及び当日の発言から、制度へのご意見に当たるものを、事務局の責任において分類・要約したものである。

関係団体ヒアリングについて(報告)【たばこ産業関係】

| | 既存特定飲食 提供施設 | 加熱式たばこ | 喫煙目的施設 | 標識の掲示 | その他 |
|---|----------------|--------|--------|--|--|
| 日本たばこ 協会 | — | — | — | <p>○ <u>現行制度の徹底</u></p> <p>正しい標識の掲出に 向けた、行政による 一層の周知啓発を 求める。</p> | <p>○ <u>現行制度維持</u></p> <p>「望まない受動喫煙の防止」は、施設利用者が事前に喫煙可否を把握し、自らの意思で施設を選択できる環境により実現可能。</p> |
| 全国たばこ 販売協同組合 連合会/ 全国たばこ 耕作組合 中央会 | — | — | — | <p>○ <u>現行制度の徹底</u></p> <p>行政が主導して掲示 率の向上に取り組む べき。</p> | <p>○ <u>現行制度維持</u></p> <p>屋内の喫煙環境を整備確保することが、屋外も含めた社会全体の望まない受動喫煙の防止につながる。喫煙できる場所がさらに制限されることとなれば、たばこの総需要減少により販売店やたばこの廃業農家の廃業が加速するおそれがある。</p> |

※本資料は、各団体から提出のあった資料及び当日の発言から、制度へのご意見に当たるものを、事務局の責任において分類・要約したものである。

関係団体ヒアリングについて(報告) 【遊技業等関係】

| | 既存特定飲食 提供施設 | 加熱式たばこ | 喫煙目的施設 | 標識の掲示 | その他 |
|-------------------------|----------------|---|--------|--|-----|
| 日本遊技関連 事業協会 | — | <p>○ 現行制度維持</p> <p>加熱式たばこについては、科学的エビデンスに基づき、公平公正な対応が必要であり、<u>経過措置を当面維持した上で、研究結果等を踏まえ、慎重に議論する</u>べき。</p> | — | <p>○ 現行制度の徹底</p> <p>望まない受動喫煙防止対策の実効性を高めるためには、<u>標識掲示の徹底等、運用での対応</u>が重要</p> | — |
| 全国麻雀業組 合総連合会 | — | <p>○ 現行制度維持</p> <p>指定(加熱式)たばこ専用喫煙室に関する<u>経過措置が廃止されると、非常に営業上の問題があるので、麻雀業界の現状や業態の特性等に配慮し、制度の運用を検討してほしい。</u></p> | — | <p>○ 現行制度の徹底</p> <p>標識掲示をさらに徹底すれば、「望まない受動喫煙」の防止は十分に達成できる。</p> | — |
| 日本カラオケ ボックス協会 連合会 | — | <p>○ 現行制度維持</p> <p>カラオケボックス利用者の約3割から4割が加熱式たばこを使用しており、これまでの設備投資も考慮し、<u>指定(加熱式)たばこ専用喫煙室の経過措置を継続する</u>べき。</p> | — | <p>○ 現行制度の徹底</p> <p>掲示の徹底で法の趣旨は達成可能</p> | — |

※本資料は、各団体から提出のあった資料及び当日の発言から、制度へのご意見に当たるものを、事務局の責任において分類・要約したものである。